

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田 口 知 明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	西明寺 (佐曾田、堂村、荒町、中田組、高野、上門屋、道目木、漆原、屋敷田、入江、六本杉、上下、古堀田、下橋元、中組、西野、寺村、小白川、袖野、山崎、小渕野、宮田、後川、落合、西荒井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻、そば等の土地利用型作物の作付けが多い。高収益作物は野菜、果樹、花きと幅広く作付けされているが、生産者毎の規模は大きくない。
- ・地域の担い手は十分に確保されているが、10年後には担い手の高齢化が懸念される。
- ・山際の農地については、未作付け農地が増加し、荒廃農地の発生が懸念される。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

比較的区画の大きい圃場は、水稻栽培を中心とする。  
山際の条件不利地はそばの作付を行い、農地の機能を維持する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	773.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	773.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域内農地の権利設定は農地中間管理機構を活用する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

未整備地区は基盤整備事業の活用についての検討が必要。

基盤整備困難な区域は、農地耕作条件改善事業や中山間畠地化整備事業等の活用による区画拡大や耕作条件の向上を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

すでに多様な経営体は確保されているが、高収益作物の栽培を行っている経営体が少ない。他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者や新規就農希望者、農外参入等の受け入れを積極的に行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

新規作物の栽培希望者や新規就農希望者はJAより作物栽培指導を受ける。

機械の故障等その他理由により水稻乾燥調整作業が困難となった場合はJACEへ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が絶えない地域であるため、防獣ネットや電気柵の設置等により、被害防止を図る。  
地元獣友会、市担当課と連携し、作物の食害等を防ぐ。

⑦条件不利農地が多数存在する地区であり、荒廃農地の発生や①の鳥獣被害の発生も懸念されるため、防除等は地域内各区域毎に計画的に行う。

⑧農道、用排水路の管理は地域内各地区毎に計画的に行う。